

ご 案 内

介護老人保健施設の長期入所利用料と個人負担金

◎ 介護保険給付以外の利用料の場合

群馬老人保健センター陽光苑
令和7年4月1日施行

(全額自己負担となります。)

サービス種別	利用料	内 容 等	低所得者の利用料			
			①	②	③-1	③-2
食 費	1,980円/日	朝食、昼食、夕食の 食材料費と調理代	300円/日	390円/日	650円/日	1,360円/日
居 住 費	多床室 700円/日	相部屋	0円/日	430円/日	430円/日	430円/日
	個 室 1,670円/日	1人部屋	550円/日	550円/日	1,370円/日	1,370円/日
特別食費	おやつ代 ★130円/日					
	★ 実 費					
特別室料	2人室 ★1,080円/日					
	1人室 ★1,651円/日					
日用諸雑費	150円/日	石鹸、シャンプー、ティッシュ、ペーパータオル、マスクなど				
教養娯楽費	150円/日	図書、雑誌、折紙、模造紙、文房具、DAM(体操・カラオケ・映像)など				
電気器具持込料	★ 21円/日	テレビ、ラジオ等の使用者のみ				

* 食費と居住費(低所得者の利用料)欄の

①は生活保護受給者及び市町村民税非課税者である老齢福祉年金受給者であって、
預貯金等合計額が単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下。

②は世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が市町村民税世帯非課税で本人の年金収入額とその他の
合計所得の合計額が年額80万円以下、かつ預貯金等合計額が単身で650万円(夫婦は1,650万円)以下。(※1)

③-1は世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が市町村民税世帯非課税で、本人の年金収入金額とその他合計所得
金額、の合計額が年額80万円超120万円以下、かつ預貯金等合計額が単身で550万円(夫婦は1,550万円)以下。(※1)

③-2は世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が市町村民税世帯非課税で、本人の年金収入金額、その他合計所得
金額の合計額が年額120万円超え、かつ、預貯金等合計額が単身で500万円(夫婦は1,500万円)以下。(※1)

(※1)預貯金等の合計額について、第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合は、1000万円(夫婦2000万)以下。

* 特別室料は居住費に上乗せされます。

* その他、日常生活に必要な物品は、入所者の方の全額負担となっております。

* 医療費について、当施設の医師で対応できる医療、看護につきましては介護保険給付サービスに含まれていますが、当施設の医師で対応できない処置や手術及び病状の著しい変化に対する医療については、併設の附属病院等での往診や入通院により対応し、医療保険適用により別途自己負担があります。

* ★印については消費税が含まれています。